

令和7年第1回定例会

議 案

令和7年2月12日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和7年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和7年2月12日

開会午前10時30分

- | | | |
|-------|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 管理者報告 | |
| 日程第 4 | 議案 第1号 | 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案 第2号 | 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案 第3号 | 常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例について |
| 日程第 7 | 議案 第4号 | 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について |
| 日程第 8 | 議案 第5号 | 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第 9 | 議案 第6号 | 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について |
| 日程第10 | 議員提出
議案 第1号 | 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について |

議案第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例（昭和 51 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 2 号）及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 2 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例(昭和51年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年常総地方広域市町村圏事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>	<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の8第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員（法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員（法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

常広監発第12号

令和7年2月5日

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議長 中村 博美 様

常総地方広域市町村圏事務組合

監査委員 下村 文男

監査委員 赤羽 直一



地方自治法第 243 条の2の7第2項の規定に基づく監査委員の意見について

令和7年2月4日付け、常広議発第7号で意見が求められた、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正については、地方自治法の条項の移動によるものであり、適当なものと認める。

提 案 理 由

議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例及び管理者等の
損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
について

地方自治法が改正され、引用条項に変更が生じることから、所要の整理を行うものです。

施行日は、改正法の施行期日が「公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日」と定められているため、改正法の施行の日とするものです。

議案第 2号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月12日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	

受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の102.5_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の48.75_____を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	

21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600

21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900

58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				

58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				

95	299,700	347,800					
96	300,100	348,200					
97	300,300	348,400					
98	300,600	348,800					
99	301,000	349,200					
100	301,400	349,500					
101	301,600	349,800					
102	301,900	350,200					
103	302,200	350,600					
104	302,500	351,000					
105	302,700	351,500					
106	303,000	351,900					
107	303,300	352,300					
108	303,600	352,700					
109	303,800	353,200					
110	304,200	353,600					
111	304,600	353,900					
112	304,900	354,200					
113	305,100	354,700					
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年前再任用短時間勤務職	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

95	296,200	344,100					
96	296,600	344,500					
97	296,800	344,700					
98	297,100	345,100					
99	297,500	345,500					
100	297,900	345,800					
101	298,100	346,100					
102	298,400	346,500					
103	298,800	346,900					
104	299,100	347,300					
105	299,300	347,800					
106	299,600	348,200					
107	300,000	348,600					
108	300,300	349,000					
109	300,500	349,500					
110	300,900	349,900					
111	301,300	350,200					
112	301,600	350,500					
113	301,800	351,000					
114	302,000						
115	302,300						
116	302,700						
117	302,900						
118	303,100						
119	303,400						
120	303,700						
121	304,100						
122	304,300						
123	304,600						
124	304,900						
125	305,200						
定年前再任用短時間勤務職	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

員									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400
26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	

員									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	

27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700

27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900

64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400	
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600	
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800	
94	308,300	330,200	356,200	389,800			
95	309,200	331,400	357,700	390,300			
96	310,000	332,600	359,100	390,800			
97	310,800	333,800	360,400	391,200			
98	311,800	335,100	361,600	391,600			
99	312,700	336,300	362,700	392,100			
100	313,600	337,500	363,900	392,600			

64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			
100	309,400	333,400	359,600	388,300			

101	314,500	338,900	365,000	393,000
102	315,500	339,800	366,100	393,500
103	316,500	340,800	367,200	394,000
104	317,400	341,900	368,300	394,500
105	318,200	343,000	369,500	394,800
106	318,800	344,100	370,000	395,200
107	319,400	345,100	370,600	395,700
108	320,000	346,100	371,200	396,000
109	320,500	347,300	371,800	396,300
110	321,000	348,300	372,300	396,800
111	321,400	349,300	372,700	397,300
112	321,900	350,200	373,200	397,800
113	322,700	351,100	373,600	398,100
114	323,400	352,000	374,000	398,600
115	324,100	353,000	374,500	399,100
116	324,700	354,000	375,000	399,600
117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	

101	310,500	334,800	360,700	388,700
102	311,500	335,700	361,800	389,200
103	312,500	336,700	362,900	389,800
104	313,500	337,800	364,000	390,300
105	314,300	338,900	365,200	390,600
106	314,900	340,000	365,700	391,000
107	315,500	341,000	366,300	391,500
108	316,100	342,000	366,900	391,800
109	316,600	343,200	367,500	392,100
110	317,100	344,200	368,000	392,600
111	317,500	345,200	368,500	393,100
112	318,000	346,100	369,000	393,600
113	318,800	347,000	369,400	393,900
114	319,500	347,900	369,800	394,400
115	320,200	348,900	370,400	394,900
116	320,800	349,900	370,900	395,400
117	321,400	350,900	371,300	395,700
118	322,200	351,300	371,800	396,200
119	322,900	351,900	372,400	396,700
120	323,700	352,500	372,900	397,200
121	324,300	352,800	373,100	397,600
122	324,600	353,200	373,600	398,100
123	325,100	353,700	374,100	398,500
124	325,600	354,100	374,500	399,000
125	325,900	354,500	375,000	399,400
126		354,900	375,500	
127		355,400	376,000	
128		355,800	376,500	
129		356,200	376,800	
130		356,600	377,300	
131		357,000	377,800	
132		357,400	378,300	
133		357,600	378,600	
134		358,100	379,100	
135		358,500	379,500	
136		358,800	379,900	
137		359,100	380,200	

138	363,400	384,800					
139	363,900	385,300					
140	364,400	385,800					
141	364,700	386,100					
142	365,200						
143	365,700						
144	366,200						
145	366,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600
備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。							

138	359,500	380,700					
139	360,000	381,200					
140	360,500	381,700					
141	360,800	382,000					
142	361,300						
143	361,800						
144	362,300						
145	362,600						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900
備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。							

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の支払) 第2条 (略) (1)～(5) (略) <u>(6) 職員駐車場使用料</u> (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定により職員(55歳(組合規則で定める職員)にあっては、56歳以上の年齢で組合規則で定めるもの。次項において同じ。)を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規	(給与の支払) 第2条 (略) (1)～(5) (略) [新設] (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定により職員_____を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項_____に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した

定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給

_____とする
ことを標準として組合規則で定める基準に従い決定
するものとする。

- 6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同
項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績
が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の
規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給
させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて組合
規則で定める基準に従い決定するものとする。

7～9 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途
がなく主としてその職員の扶養を受けているものを
いう。

[削除]

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族
(次項において「扶養親族たる子」という。)につい
ては1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号
までのいずれかに該当する扶養親族については1人
につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初
の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月3
1日までの間 _____ にある子が
いる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にか
かわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族た

職員の昇給の号給数を4号給(行

政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7
級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受
ける職員でその職務の級がこれに相当するものとし
て組合規則で定める職員にあつては、3号給) とする
ことを標準として組合規則で定める基準に従い決定
するものとする。

- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用につい
ては、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける
職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表
以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級
がこれに相当するものとして組合規則で定める職員
にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とす
る。

7～9 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途
がなく主としてその職員の扶養を受けているものを
いう。

(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様
の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6
号までのいずれかに該当する扶養親族については1
人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以
下「扶養親族たる子」という。)については1人につ
き10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初
の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月3
1日までの間 (以下「特定期間」という。) にある子が
いる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にか
かわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族た

る子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第12条 削除

る子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

[新設]

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の

(住居手当)

第12条の2 住居手当は、次の各号の一に該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第12条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(組合が設置する公舎その他組合規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤(職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の

規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第12条の2 住居手当は、次の各号の一に該当する職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 第12条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(組合が設置する公舎その他組合規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第12条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤(職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項_____において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の

経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、組合規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して組合規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

_____、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1

経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、組合規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下この項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して組合規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1

号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして組合規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し
____、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、組合規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに
____給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして組合規則で定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等を利用し

____、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前

号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居____
____からの通勤のため、高速自動車国道（以下この項及び次項において「高速道路」という。）の利用が組合規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る料金

____を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速道路に係る通勤手当 1箇月につき、組合規則で定めるところにより算出した当該職員の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、2万円を上限とする。

(2) (略)

4 前項の規定は、第12条の6第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして組合規則で定める住居を含む。）から通勤のため、高速道路の利用が組合規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、かつ、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

[新設]

3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(地域手当)

第12条の5 (略)

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。

[削除]

(単身赴任手当)

第12条の6 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い _____、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 _____ 其他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、前2項の規定

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(地域手当)

第12条の5 (略)

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、組合規則で定める。

(単身赴任手当)

第12条の6 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 (任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。) 其他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、前2項の規定

に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と

に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額。ただし、同項の勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と

する。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」
_____とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105
_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50
_____を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年		円	円	円	円	円	円	円

する。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年		円	円	円	円	円	円	円

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700

38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	—
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	—
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	—
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	—
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	—
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	—
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	—
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	—
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	—
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	—
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	—
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	—
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	—
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	—
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	—
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	—
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	—
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	—
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	—
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	—
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	—
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	—
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	—
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	—
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	—
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	—
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	—
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	—
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	—	—

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	—
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	—
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	—
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	—
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	—
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	—
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	—
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	—
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	—
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	—
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	—
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	—
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	—

75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	—
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	—
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	—
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	—
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	—
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	—
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	—
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	—
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	—
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	—
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	—
86	256,000	297,100	346,000	—	—	—
87	256,300	297,400	346,400	—	—	—
88	256,600	297,700	346,800	—	—	—
89	256,900	298,000	347,000	—	—	—
90	257,200	298,300	347,400	—	—	—
91	257,500	298,600	347,800	—	—	—
92	257,800	299,000	348,200	—	—	—
93	258,100	299,200	348,400	—	—	—
94		299,400	348,800	—	—	—
95		299,700	349,200	—	—	—
96		300,100	349,500	—	—	—
97		300,300	349,800	—	—	—
98		300,600	350,200	—	—	—
99		301,000	350,600	—	—	—
100		301,400	351,000	—	—	—
101		301,600	351,500	—	—	—
102		301,900	351,900	—	—	—
103		302,200	352,300	—	—	—
104		302,500	352,700	—	—	—
105		302,700	353,200	—	—	—
106		303,000	353,600	—	—	—
107		303,300	353,900	—	—	—
108		303,600	354,200	—	—	—
109		303,800	354,700	—	—	—
110		304,200	—	—	—	—
111		304,600	—	—	—	—

75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	—
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	—
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	—
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	—
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	—
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	—
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	—
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	—
94		299,400	347,400	—	—	—
95		299,700	347,800	—	—	—
96		300,100	348,200	—	—	—
97		300,300	348,400	—	—	—
98		300,600	348,800	—	—	—
99		301,000	349,200	—	—	—
100		301,400	349,500	—	—	—
101		301,600	349,800	—	—	—
102		301,900	350,200	—	—	—
103		302,200	350,600	—	—	—
104		302,500	351,000	—	—	—
105		302,700	351,500	—	—	—
106		303,000	351,900	—	—	—
107		303,300	352,300	—	—	—
108		303,600	352,700	—	—	—
109		303,800	353,200	—	—	—
110		304,200	353,600	—	—	—
111		304,600	353,900	—	—	—

112	304,900	—					
113	305,100	—					
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

112	304,900	354,200					
113	305,100	354,700					
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3

別表第3

消防職給料表

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円
1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	
2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	
3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	
4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	
5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	
6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円
1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	
2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	
3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	
4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	
5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	
6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	

外の 職員	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400

外の 職員	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500

44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	___	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	___	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	___	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	___	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	___	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	___	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	___	

44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500	
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800	
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100	
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300	
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600	
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900	
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100	
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300	
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600	
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900	
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200	
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400	
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300	

81	299,200	316,000	338,000	<u>385,000</u>	419,800	429,800	—
82	299,900	317,100	339,600	<u>385,600</u>	420,200	430,100	—
83	300,600	318,100	341,100	<u>386,100</u>	420,600	430,400	—
84	301,200	319,100	342,600	<u>386,600</u>	421,000	430,600	—
85	301,800	320,000	344,000	<u>387,200</u>	421,300	430,800	—
86	302,500	321,000	345,500	<u>387,800</u>	—	—	—
87	303,200	322,000	347,000	<u>388,400</u>	—	—	—
88	303,900	323,000	348,400	<u>389,000</u>	—	—	—
89	304,600	324,000	349,700	<u>389,300</u>	—	—	—
90	305,400	325,300	350,900	<u>389,800</u>	—	—	—
91	306,200	326,500	352,100	<u>390,300</u>	—	—	—
92	306,900	327,700	353,400	<u>390,800</u>	—	—	—
93	307,400	328,900	354,700	<u>391,200</u>	—	—	—
94	308,300	330,200	356,200	<u>391,600</u>	—	—	—
95	309,200	331,400	357,700	<u>392,100</u>	—	—	—
96	310,000	332,600	359,100	<u>392,600</u>	—	—	—
97	310,800	333,800	360,400	<u>393,000</u>	—	—	—
98	311,800	335,100	361,600	<u>393,500</u>	—	—	—
99	312,700	336,300	362,700	<u>394,000</u>	—	—	—
100	313,600	337,500	363,900	<u>394,500</u>	—	—	—
101	314,500	338,900	365,000	<u>394,800</u>	—	—	—
102	315,500	339,800	366,100	<u>395,200</u>	—	—	—
103	316,500	340,800	367,200	<u>395,700</u>	—	—	—
104	317,400	341,900	368,300	<u>396,000</u>	—	—	—
105	318,200	343,000	369,500	<u>396,300</u>	—	—	—
106	318,800	344,100	370,000	<u>396,800</u>	—	—	—
107	319,400	345,100	370,600	<u>397,300</u>	—	—	—
108	320,000	346,100	371,200	<u>397,800</u>	—	—	—
109	320,500	347,300	371,800	<u>398,100</u>	—	—	—
110	321,000	348,300	372,300	<u>398,600</u>	—	—	—
111	321,400	349,300	372,700	<u>399,100</u>	—	—	—
112	321,900	350,200	373,200	<u>399,600</u>	—	—	—
113	322,700	351,100	373,600	<u>399,900</u>	—	—	—
114	323,400	352,000	374,000	<u>400,400</u>	—	—	—
115	324,100	353,000	374,500	<u>400,900</u>	—	—	—
116	324,700	354,000	375,000	<u>401,400</u>	—	—	—
117	325,300	355,000	375,400	<u>401,800</u>	—	—	—

81	299,200	316,000	338,000	<u>380,400</u>	416,800	427,800	445,500
82	299,900	317,100	339,600	<u>381,600</u>	417,400	428,100	445,800
83	300,600	318,100	341,100	<u>382,700</u>	417,900	428,400	446,100
84	301,200	319,100	342,600	<u>383,900</u>	418,100	428,600	446,400
85	301,800	320,000	344,000	<u>385,000</u>	418,400	428,800	446,600
86	302,500	321,000	345,500	<u>385,600</u>	418,900	429,100	—
87	303,200	322,000	347,000	<u>386,100</u>	419,200	429,400	—
88	303,900	323,000	348,400	<u>386,600</u>	419,500	429,600	—
89	304,600	324,000	349,700	<u>387,200</u>	419,800	429,800	—
90	305,400	325,300	350,900	<u>387,800</u>	420,200	430,100	—
91	306,200	326,500	352,100	<u>388,400</u>	420,600	430,400	—
92	306,900	327,700	353,400	<u>389,000</u>	421,000	430,600	—
93	307,400	328,900	354,700	<u>389,300</u>	421,300	430,800	—
94	308,300	330,200	356,200	<u>389,800</u>	—	—	—
95	309,200	331,400	357,700	<u>390,300</u>	—	—	—
96	310,000	332,600	359,100	<u>390,800</u>	—	—	—
97	310,800	333,800	360,400	<u>391,200</u>	—	—	—
98	311,800	335,100	361,600	<u>391,600</u>	—	—	—
99	312,700	336,300	362,700	<u>392,100</u>	—	—	—
100	313,600	337,500	363,900	<u>392,600</u>	—	—	—
101	314,500	338,900	365,000	<u>393,000</u>	—	—	—
102	315,500	339,800	366,100	<u>393,500</u>	—	—	—
103	316,500	340,800	367,200	<u>394,000</u>	—	—	—
104	317,400	341,900	368,300	<u>394,500</u>	—	—	—
105	318,200	343,000	369,500	<u>394,800</u>	—	—	—
106	318,800	344,100	370,000	<u>395,200</u>	—	—	—
107	319,400	345,100	370,600	<u>395,700</u>	—	—	—
108	320,000	346,100	371,200	<u>396,000</u>	—	—	—
109	320,500	347,300	371,800	<u>396,300</u>	—	—	—
110	321,000	348,300	372,300	<u>396,800</u>	—	—	—
111	321,400	349,300	372,700	<u>397,300</u>	—	—	—
112	321,900	350,200	373,200	<u>397,800</u>	—	—	—
113	322,700	351,100	373,600	<u>398,100</u>	—	—	—
114	323,400	352,000	374,000	<u>398,600</u>	—	—	—
115	324,100	353,000	374,500	<u>399,100</u>	—	—	—
116	324,700	354,000	375,000	<u>399,600</u>	—	—	—
117	325,300	355,000	375,400	<u>399,900</u>	—	—	—

118	326,000	355,400	375,900	402,300				
119	326,700	356,000	376,500	402,700				
120	327,500	356,600	377,000	403,200				
121	328,100	356,900	377,200	403,600				
122	328,400	357,300	377,700	—				
123	328,900	357,700	378,200	—				
124	329,400	358,100	378,600	—				
125	329,700	358,500	379,100	—				
126		358,900	379,600					
127		359,300	380,100					
128		359,700	380,600					
129		360,100	380,900					
130		360,500	381,400					
131		360,900	381,900					
132		361,300	382,400					
133		361,500	382,700					
134		362,000	383,200					
135		362,400	383,600					
136		362,700	384,000					
137		363,000	384,300					
138		363,400	384,800					
139		363,900	385,300					
140		364,400	385,800					
141		364,700	386,100					
142		365,200						
143		365,700						
144		366,200						
145		366,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

118	326,000	355,400	375,900	400,400				
119	326,700	356,000	376,500	400,900				
120	327,500	356,600	377,000	401,400				
121	328,100	356,900	377,200	401,800				
122	328,400	357,300	377,700	402,300				
123	328,900	357,700	378,200	402,700				
124	329,400	358,100	378,600	403,200				
125	329,700	358,500	379,100	403,600				
126		358,900	379,600					
127		359,300	380,100					
128		359,700	380,600					
129		360,100	380,900					
130		360,500	381,400					
131		360,900	381,900					
132		361,300	382,400					
133		361,500	382,700					
134		362,000	383,200					
135		362,400	383,600					
136		362,700	384,000					
137		363,000	384,300					
138		363,400	384,800					
139		363,900	385,300					
140		364,400	385,800					
141		364,700	386,100					
142		365,200						
143		365,700						
144		366,200						
145		366,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの</p> <p>に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの</p> <p>に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一</p>

<p>時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
--	---

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
 第4条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																																							
<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 消防職員の特殊勤務手当は、次の各号に規定する活動に従事した職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 緊急消防援助隊活動に従事した職員</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の表に掲げる額とする。</p>				<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 消防職員の特殊勤務手当は、次の各号に規定する活動に従事した職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の表に掲げる額とする。</p>																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">災害活動</td> <td>火災活動(放水有)</td> <td>1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>火災活動(放水無)</td> <td>1回</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>水災活動</td> <td>1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>救急救命士の救急活動(搬送有)</td> <td>1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>救急救命士以外の救急活動(搬送有)</td> <td>1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>救急活動(搬送無)</td> <td>1回</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>救助隊員の救助活動(活動有)</td> <td>1回</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	支給額		災害活動	火災活動(放水有)	1回	300円	火災活動(放水無)	1回	150円	水災活動	1回	300円	救急救命士の救急活動(搬送有)	1回	500円	救急救命士以外の救急活動(搬送有)	1回	300円	救急活動(搬送無)	1回	150円	救助隊員の救助活動(活動有)	1回	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">災害活動</td> <td>火災活動(放水有)</td> <td>1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>火災活動(放水無)</td> <td>1回</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>水災活動</td> <td>1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>救急救命士の救急活動(搬送有)</td> <td>1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>救急救命士以外の救急活動(搬送有)</td> <td>1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>救急活動(搬送無)</td> <td>1回</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>救助隊員の救助活動(活動有)</td> <td>1回</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	支給額		災害活動	火災活動(放水有)	1回	300円	火災活動(放水無)	1回	150円	水災活動	1回	300円	救急救命士の救急活動(搬送有)	1回	500円	救急救命士以外の救急活動(搬送有)	1回	300円	救急活動(搬送無)	1回	150円	救助隊員の救助活動(活動有)	1回	500円
種別	区分	支給額																																																									
災害活動	火災活動(放水有)	1回	300円																																																								
	火災活動(放水無)	1回	150円																																																								
	水災活動	1回	300円																																																								
	救急救命士の救急活動(搬送有)	1回	500円																																																								
	救急救命士以外の救急活動(搬送有)	1回	300円																																																								
	救急活動(搬送無)	1回	150円																																																								
	救助隊員の救助活動(活動有)	1回	500円																																																								
種別	区分	支給額																																																									
災害活動	火災活動(放水有)	1回	300円																																																								
	火災活動(放水無)	1回	150円																																																								
	水災活動	1回	300円																																																								
	救急救命士の救急活動(搬送有)	1回	500円																																																								
	救急救命士以外の救急活動(搬送有)	1回	300円																																																								
	救急活動(搬送無)	1回	150円																																																								
	救助隊員の救助活動(活動有)	1回	500円																																																								

	救助隊員の救助活動 (活動無)	1回	150円		救助隊員の救助活動 (活動無)	1回	150円
	規則で定める災害活動	1回	300円		規則で定める災害活動	1回	300円
正機関員		1回	300円	正機関員		1回	300円
副機関員		1回	100円	副機関員		1回	100円
遺体収容活動		1回	2,000円	遺体収容活動		1回	2,000円
緊急消防援助隊活動		1日	1,080円				

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与の特例)		(給与の特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	<u>392,000</u>	1	<u>380,000</u>
2	<u>440,000</u>	2	<u>427,000</u>
3	<u>492,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>555,000</u>	4	<u>539,000</u>
5	<u>634,000</u>	5	<u>615,000</u>
6	<u>740,000</u>	6	<u>718,000</u>
7	<u>864,000</u>	7	<u>839,000</u>
2・3 (略)		2・3 (略)	
第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。		第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。	
職務の級	給料月額(円)	職務の級	給料月額(円)
1級	<u>183,500</u>	1級	<u>162,100</u>
2級	<u>230,000</u>	2級	<u>208,000</u>
3級	<u>265,300</u>	3級	<u>240,900</u>
4級	<u>298,800</u>	4級	<u>271,600</u>
5級	<u>321,300</u>	5級	<u>295,400</u>
6級	<u>355,200</u>	6級	<u>323,100</u>

7級	408,300	7級	365,500
<p>2 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>		<p>2 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	

第6条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第9条から第12条の2まで及び第14条から第16条まで<u> </u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第9条から第12条の2まで、<u>第14条から第16条まで及び第21条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項<u> </u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第4条及び第6条の規定並びに附則第5項から第10項までの規定
令和7年4月1日

(2) 第3条の規定
令和7年6月1日

2 第1条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

7 第2条改正後給与条例第12条の3第4項及び第12条の6第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(第3条の規定に関する経過措置)

8 第3条の規定の施行前に犯した禁固以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の給与条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされたものとみなす。

(その他の経過措置の規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、組合規則で定める。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

10 常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第18条の表第19条第2項の項右欄中「から第12条まで」を削る。

別表 号給の切替表(附則第4項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20

37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	

76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24

37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63

76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			

115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

提 案 理 由

議案第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

令和6年人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き上げ、扶養手当、通勤手当等の諸手当の見直し等所要の措置を講じ、併せて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣活動に従事した職員に支給される特殊勤務手当を整備し国との均衡を図り給与制度の適正化を図るものです。

議案第 3号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第3号）の全部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月12日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員（管理者が特に認めたものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員（管理者が特に認めたものに限る。）が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (5) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他組合規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、組合と旅行役務提供契約（旅行者等が組合に対して旅行に係る役務その他組合規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、組合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任の旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、同項の規定にかかわらず、同項

の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他組合規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で組合規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他組合規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で組合規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に組合規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をする暇がない場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 前2項に規定する手続が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により処理された場合は、当該処理は、これらの規定によってなされたものとみなす。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行

命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 管理者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他組合規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他組合規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他組合規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 航空賃は、管理者が公務上特に必要と認めたとときに限り支給する。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して組合規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として組合規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して組合規則で定める一夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して組合規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1）赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（2）前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（外国旅行の旅費）

第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定の例により、その都度、管理者が定める。この場合においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者に支給される旅費を基準とする。

（1）特別職の職員 旅費法に規定する指定職の職務にある者

（2）一般職の職員 旅費法に規定する5級の職務にある者

2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて組合規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて組合規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条（宿泊手当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者と協議して定める旅費を支給することができる。

(国等により旅費の支給を受けるとき)

第24条 国又は他の地方公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

(旅費の返納)

第25条 管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく組合規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく組合規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、管理者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、組合規則で定める。

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の規則への委任)

5 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、組合規則で定める。

(常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する」を「旅行するときは、常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例(令和7年条例 号。以下「旅費条例」という。)に準じ、その費用を弁償する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その額は、特別職の職員の例による。

第7条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「旅行したときは、その旅行について、費用弁償として別表第2

の相当する職に掲げる職にある者の受ける旅費と同一の額の旅費を支給する」を「旅行するときは、第7条の規定に準じ、その費用を弁償する」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(監査委員の費用弁償)

第10条 監査委員が公務のため旅行するときは、第7条の規定に準じ、その費用を弁償する。

2 監査委員がその職務に関し、会議等に出席するため、自動車その他の交通用具を使用したときは、移動に直接要する費用として、別表第5の額を支給する。

(委員等の費用弁償)

第11条 委員等が公務のため旅行するときは、旅費条例に準じ、費用を弁償する。

この場合において、その額は、一般職の職員の例による。

2 委員等がその職務に関し、会議等に出席するため、自動車その他の交通用具を使用したときは、移動に直接要する費用として、別表第5の額を支給する。

別表第2から別表第5までを次のように改める。

別表第2

職名	報酬年額
議長	60,000円
副議長	55,000円
議員	50,000円

別表第3

職名	報酬日額
監査委員	7,000円

別表第4

職名	報酬額	
常総環境センター検討委員会の委員	委員長	日額5,000円
	副委員長	日額5,000円
	委員	日額5,000円
常総広域障害者支援施設入所判定委員会の入所判定専門委員	入所判定専門委員	日額10,000円
行政不服審査会の委員	委員	日額7,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員	委員	日額7,000円
公の施設指定管理者選定委員会の委員	委員	日額7,000円
常総環境センター最終処分場検討会の委員	委員	日額13,000円
産業医		月額30,000円
常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会の委員	有識者	日額13,000円
	有識者以外の委員	日額5,000円

別表第5

区分	移動に直接要する費用 (1キロメートルにつき)
監査委員	50円
委員等	50円

(常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及

び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第3号）」を「常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に、「職員の」を「一般の職員の」に改める。

（常総地方広域市町村圏事務組合証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

- 8 常総地方広域市町村圏事務組合証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（昭和52年条例第3号）」を「常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に改める。

提 案 理 由

議案第 3号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例について

国家公務員等の旅費に関する法律に関して、旅費制度における旅行商品・販売方法や交通機関・料金体系の多様化、国内外の経済社会情勢の変化に適切に対応するとともに、業務の効率化・事務の負担軽減を図ることを目的とした改正がされました。

当組合においても、改正旅費法の内容を踏まえつつも、地域における公共交通機関の普及状況を考慮し各委員が自動車を利用した際の旅費の支給規定を整備するなど地域の実情に配慮した見直しを行い、旅行者への旅費の支給に関して適切な事務の取扱いとなるよう条例を改正するものです。

議案第 4号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の2各項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成 25 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「水戸市」の次に「，日立市」を加え、「，鹿島地方事務組合」を削り、「及び鹿行広域事務組合」を「，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改める。

附 則

この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して 10 日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>(協議会を構成する市町及び一部事務組合) 第2条 協議会は、水戸市、<u>日立市</u>、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町_____、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合、鹿行広域事務組合、<u>稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合</u> (以下「構成団体」という。)をもって構成する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。</p>	<p>(協議会を構成する市町及び一部事務組合) 第2条 協議会は、水戸市_____, 土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、<u>鹿島地方事務組合</u>、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合<u>及び鹿行広域事務組合</u> _____ (以下「構成団体」という。)をもって構成する。</p> <p>[新設]</p>

提 案 理 由

議案第 4号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2各項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第5号

令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)

令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ20,018千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,780,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月12日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1 歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金			59,908	△ 1,418	58,490
		1 国庫補助金	59,908	△ 1,418	58,490
7 組 合 債			441,200	△ 18,600	422,600
		1 組 合 債	441,200	△ 18,600	422,600
	歳 入 合 計		7,800,304	△ 20,018	7,780,286

(単位 千円)

2 歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費			316,954	1,321	318,275
		1 総 務 管 理 費	303,942	1,321	305,263
3 民 生 費			20,396	△ 2,409	17,987
		1 社 会 福 祉 費	20,396	△ 2,409	17,987
5 土 木 費			348,896	△ 18,590	330,306
		1 都 市 計 画 費	348,896	△ 18,590	330,306
6 消 防 費			3,137,933	36,624	3,174,557
		1 消 防 費	3,137,933	36,624	3,174,557
8 予 備 費			252,434	△ 36,964	215,470
		1 予 備 費	252,434	△ 36,964	215,470
	歳 出 合 計		7,800,304	△ 20,018	7,780,286

第2表 繰越明許費補正

(追加)				(単位 千円)	
款	項	事業名	金額		
6	消費	1	感染症予防等医療委託料	137	

第3表 地方債補正

(変更)		(単位 千円)			
起債の目的	補正前			補正後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の方法
ナースコール設備更新事業債	14,200			12,300	
野球場改修事業債	19,500		3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	11,400	
消防ポンプ自動車購入事業債	48,700	普通貸借又は証券発行		47,200	補正前に同じ
災害対応特殊救急車購入事業債	28,400			23,900	
消防本部・水海道消防署庁舎改修事業債	136,600			134,000	

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	59,908	△ 1,418	58,490
7 組 合 債	441,200	△ 18,600	422,600
歳 入 合 計	7,800,304	△ 20,018	7,780,286

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	316,954	1,321	318,275			1,321	
3 民生費	20,396	△ 2,409	17,987		△ 1,900	△ 509	
5 土木費	348,896	△ 18,590	330,306		△ 8,100	△ 10,490	
6 消防費	3,137,933	36,624	3,174,557	△ 1,418	△ 8,600	46,642	
8 予備費	252,434	△ 36,964	215,470			△ 36,964	
歳 出 合 計	7,800,304	△ 20,018	7,780,286	△ 1,418	△ 18,600	0	

2 歳入
 (款)3 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 消防費 国庫補助金	13,858	△ 1,418	12,440	1 消防費 国庫補助金	△ 1,418	緊急消防援助隊設備整備費補助金 △ 1,418
計	59,908	△ 1,418	58,490			

(款)7 組合債 (項)1 組合債

1 民生債	14,200	△ 1,900	12,300	1 民生債	△ 1,900	ナースコール設備更新事業債 △ 1,900
3 土木債	75,100	△ 8,100	67,000	1 土木債	△ 8,100	野球場改修事業債 △ 8,100
4 消防債	303,700	△ 8,600	295,100	1 消防債	△ 8,600	消防ポンプ自動車購入事業債 △ 1,500 災害対応特殊救急車購入事業債 △ 4,500 消防本部・水海道消防署庁舎改修事業債 △ 2,600
計	441,200	△ 18,600	422,600			

3 歳出

(款)2 総務費 (項)1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				特	地方債	その他	一般財源	区分	金額	金額	
1 一般管理費	252,058	1,321	253,379	0	0	0	1,321	2 給料	476	一般職給	476
								3 職員手当等	845	地域手当 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金	47 393 347 58
計	252,058	1,321	253,379	0	0	0	1,321				

(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費

1 障害者福祉費	20,396	△ 2,409	17,987	△ 1,900		△ 509	14 工事請負費	△ 2,409	ナースコール設備更新 工事	△ 2,409
計	20,396	△ 2,409	17,987	△ 1,900	0	△ 509				

(款)5 土木費 (項)1 都市計画費

1 公園管理費	348,896	△ 18,590	330,306	△ 8,100	0	△ 10,490	12 委託料	△ 18,590	設計管理委託料 野球場改修工事基本・実施設計	△ 18,590
計	348,896	△ 18,590	330,306	△ 8,100	0	△ 10,490				

(単位 千円)

(款)6 消費費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債					その他	
1 消防 総務費	2,627,016	49,581	2,676,597	0	0	0	2 給料 3 職員 手当等	18,185 21,106	一般職給 地域手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 退職手当負担金	18,185 1,609 9,451 3,748 2,380 3,918	
2 消防 施設費	510,917	△ 12,957	497,960	△ 1,418	△ 8,600	0	4 共済費 14 工事 請負費 17 備品 購入費	10,290 △ 3,516 △ 9,441	共済組合負担金 消防本部・水海道消防 署庁舎改修工事 車両購入費 〔消防ポンプ自動車(1台) 高規格救急自動車(1台) △ 2,849 △ 6,592〕	10,290 △ 3,516 △ 9,441	
計	3,137,933	36,624	3,174,557	△ 1,418	△ 8,600	0					

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	252,434	△ 36,964	215,470	0	0	0	△ 36,964	△ 36,964	共通分 消防分	9,678 △ 46,642
計	252,434	△ 36,964	215,470	0	0	0	△ 36,964			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 料		報 酬		職 員 手 当		共 済 費	合 計	備 考
		居 当	任 当	勤 当	住 当	時 手	間 手			
補 正 後	(10) 292	0	1,149,845	0	1,065,967	2,215,812	403,856	2,619,668		
補 正 前	(10) 294	0	1,131,184	0	1,046,396	2,177,580	393,566	2,571,146		
比 較	(0) △ 2	0	18,661	0	19,571	38,232	10,290	48,522		

()書きは、短時間勤務職員の数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 手	職 当	扶 当	養 当	地 手	域 当	通 当	通 手	勤 当	住 当	居 当	単 任 手	身 赴 手	時 手	間 手	外 手	管 理 手	勤 務 手	特 別 手	期 手	未 当	勤 手	勉 当	特 殊 手	休 日 手	日 勤 手	夜 間 手	勤 務 手	退 職 手	当 担 金
補 正 後	27,900	34,324	121,296	23,437	21,365	720	50,438	3	277,005	227,352	16,942	68,106	20,911	176,168																	
補 正 前	27,900	34,324	119,640	23,437	21,365	720	50,438	3	267,161	223,257	16,942	68,106	20,911	172,192																	
比 較	0	0	1,656	0	0	0	0	0	9,844	4,095	0	0	0	3,976																	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 料		報 酬		職 員 手 当		共 済 費	合 計	備 考
		居 当	任 当	勤 当	住 当	時 手	間 手			
補 正 後	(10) 292	0	1,149,845	0	1,065,967	2,215,812	403,856	2,619,668		
補 正 前	(10) 294	0	1,131,184	0	1,046,396	2,177,580	393,566	2,571,146		
比 較	(0) △ 2	0	18,661	0	19,571	38,232	10,290	48,522		

()書きは、短時間勤務職員の数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 手	職 当	扶 当	養 当	地 手	域 当	通 当	通 手	勤 当	住 当	居 当	単 任 手	身 赴 手	時 手	間 手	外 手	管 理 手	勤 務 手	特 別 手	期 手	未 当	勤 手	勉 当	特 殊 手	休 日 手	日 勤 手	夜 間 手	勤 務 手	退 職 手	当 担 金
補 正 後	27,900	34,324	121,296	23,437	21,365	720	50,438	3	277,005	227,352	16,942	68,106	20,911	176,168																	
補 正 前	27,900	34,324	119,640	23,437	21,365	720	50,438	3	267,161	223,257	16,942	68,106	20,911	172,192																	
比 較	0	0	1,656	0	0	0	0	0	9,844	4,095	0	0	0	3,976																	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
給料	18,661	給与改定に伴う増減分	18,661	人事院勧告による給与増	
職員手当	19,571	制度改定に伴う増減分	19,571	期末勤労手当の増(0.1月分)	

提 案 理 由

議案第 5号 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第5号) について

令和6年度一般会計補正予算(第5号)については、歳入歳出それぞれ2,001万8千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ77億8,028万6千円とするものです。

歳入では、事業費の確定に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金及び各組合債の減額を行い、歳出では、事業費の確定に伴う減額のほか、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費において5,090万2千円の増額を行うものです。

また、これに併せて地方債の限度額について減額変更するものと、混合ワクチンの供給不足により年度内の予算執行が難しい消防職員のワクチン接種費用について繰越明許費を追加するものです。

提 案 理 由

議案第 6号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

令和7年度一般会計予算は、歳入歳出総額81億1,877万3千円で、前年度と比較して、5億5,897万5千円、7.4%の増額であります。

歳入は、分担金及び負担金が歳入総額の85.8%を占めており、人件費及び衛生費委託料の増額などにより7億8,226万2千円、12.7%の増額となります。

その他、国庫支出金では野球場改修事業の延期などにより4,017万8千円の減額、繰越金は共通分繰越金の減少により1億6,200万円の減額であります。

歳出は、総額に対し衛生費が35.3%、消防費が40.5%を占めております。

増額の主なものは、人件費が人事院勧告に基づく制度改正などに伴い1億5,099万2千円の増額、物件費が不燃ごみの外部搬出に伴う委託料の増加により6億1,684万2千円の増額となります。

これに対し減額の主なものとして、建設事業費で土木費の野球場改修事業の延期、消防費の消防本部・水海道消防署改修事業、つくばみらい消防署改修事業などの事業完了など事業の減少により2億2,294万7千円の減額であります。

議員提出議案第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の
規定により提出する。

令和7年2月12日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会議長 中村 博美 様

提出者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 豊 島 葵

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 高 木 寛 房

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 中 島 督 仁

常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、第53条から第55条までの規
定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定
は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政
運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する
法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行す
る。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して他の条例の規定によりなお従前の例による
こととされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定
の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法
等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。）第2条の規定による改正前の刑
法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定
する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、
旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下
この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）
が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を
同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)</p>	<p>第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)</p>
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

提 案 理 由

議員提出議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護
に関する条例の一部を改正する条例について

刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、「懲役」及び「禁固」が「拘禁刑」に改められることに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例における罰則規定についても所要の措置を講ずるものです。